

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日 時	令和6年6月5日（水）午前10時00分～午前10時30分					
②	会 場	大洲市役所2階 大ホール					
③	出席委員						
1	池田幸二			3	武田隆宏	4	藤田秀美
5	西岡輝治	6	須藤賢一	7	明後久利	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	二宮康壽	12	川本由紀美
13	矢野正祥	14	一柳幸唯	15	平井城太郎	16	形山康浩
17	高岡利典	18	津國巳代子	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	武内誠	24	池浦萬里子
25	津田勇	26	田中賢寿	27	永沼寛	28	日野修次
29	大本昭裕	30	武知由美子			32	中本祐市
		34	跡部雅	35	堀内保宏	36	和氣繁輝
37	細井敏江	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員	2	吉岡きみ子	31	上満啓司	33	坂幹幸
⑤	遅刻委員						
⑥	事 務 局	新次長		松田専門員（農政）		菊地係長（農地）	
		吉田書記					
⑦	農 林 振 興 課	竹田課長		後藤専門員		吉田主事	
⑧	会 議 の 内 容	議案第34号	農地法第3条の規定による許可申請について				
		議案第35号	非農地証明について				
		議案第36号	納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明 について				
		議案第37号	農用地利用集積計画の決定について				

事務局（次長）	<p>只今から、令和6年第6回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>開会に当たり、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	（会長挨拶）
事務局（次長）	<p>只今から、議案審議に移ります。会議規則第3条により、幸野会長に議事進行をお願いいたします。</p>
議 長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は農業委員19名中16名、推進委員20名中20名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>本日、吉岡きみ子会長代理、上満啓司委員、坂幹幸委員より欠席の報告を受けております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。</p> <p>まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、25番 津田勇委員と26番 田中賢寿委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に、事務局の吉田書記を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3 議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第34号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（農地係長）	<p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>3件の許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>1番は、菅田町菅田の畑1筆66㎡について譲受人が贈与により申請地を取得し、経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>所有権移転後は、里芋の栽培をする計画です。</p> <p>農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。</p> <p>2番は、柳沢の田3筆4, 550㎡、及び畑7筆3, 291㎡について譲受人が贈与により申請地を取得し、経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>所有権移転後は、水稻及び野菜を栽培する計画です。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。</p> <p>3番は、長浜町今坊の樹園地1筆392㎡について10年間の使用貸借権の設定を行うものです。</p> <p>使用貸借権設定後は、果樹の栽培をする計画です。</p> <p>農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。</p> <p>以上、3件のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員より報告を受けたいと思います。1番。</p>
11番	<p>1番案件について、ご説明いたします。</p> <p>議案説明資料は2ページを参考にしてください。</p> <p>1番案件は、贈与による所有権移転です。</p> <p>申請地は、大洲市立肱東中学校から、南西へ約500メートルのところにある畑1筆です。</p>

	<p>先月16日に、事務局職員と現地確認を行い、現在も良好に管理されていることを確認しました。</p> <p>譲受人は、現在も家族で水稻、野菜などを栽培しており、今後も引き続き、家族で年間を通して農業に従事していくとのことであり、耕作管理に問題はないと考えます。</p> <p>そのほかの調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長(会長)	2番。
16番	<p>2番案件について、ご説明いたします。</p> <p>議案説明資料は3ページを参考にしてください。</p> <p>2番案件は、贈与による所有権移転です。</p> <p>申請地は、柳沢コミュニティセンターから北東へ約1.5kmから1.9kmのところの点する田および畑合計10筆です。</p> <p>先月20日に、事務局職員と現地確認を行いました。</p> <p>申請地は、一部遊休化が見られましたが、今後整備を行い、耕作管理していくとのことです。</p> <p>譲受人は、現在も野菜等を栽培しており、今後も引き続き、夫婦で年間を通して農業に従事していくとのことであり、耕作管理に問題はないと考えます。</p> <p>そのほかの調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長(会長)	3番。
33番	<p>3番案件について、ご説明いたします。</p> <p>議案説明資料は4ページを参考にしてください。</p> <p>3番案件は、10年間の使用貸借権の設定です。</p> <p>申請地は、今坊コミュニティセンターから南西へ約1.1kmのところにある樹園地1筆です。</p> <p>先月20日に、事務局職員と現地確認を行い、現在も良好に管理されていることを確認しました。</p> <p>譲受人は、現在も野菜、果樹を栽培しており、今後も引き続き、家族で年間を通して農業に従事していくとのことであり、耕作管理に問題はないと考えます。</p> <p>そのほかの調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の、第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長(会長)	地元委員からの報告がありました。何かご質疑はありませんか。
委員	(質疑なし)

議 長 (会長)	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長 (会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、議案第35号『非農地証明について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局 (専門員兼 農政係長)	議案第35号「非農地証明について」ご説明申し上げます。 議案書2ページならびに別紙「議案説明資料」5ページから7ページまでを併せてご覧ください。 1番 平野町平地の土地5筆計3, 184㎡の案件は、転用(植林に限る:20年以上経過)し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。 申し出によりますと、申請地に亡父が20年以上前に杉や桧を植林し、現在は、農地として復旧することが著しく困難となったとのことでございます。 以上、1件でございます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長 (会長)	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。1番。
7番	それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。 議案説明資料の5ページから7ページを参考にしてください。 申請地は6ページの位置見取図のとおり、平野コミュニティーセンター平地上分館から南西へ約1.6kmから1.9kmまでの範囲に位置する農地になります。 申請によりますと、申請地に亡きお父様が約20年以上前に杉、桧を植林し、雑木等も生えており、現在は、農地への復旧は著しく困難との申し出です。 申請者の申立て及び現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも植林後20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われます。 よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長 (会長)	地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	(質疑なし)
議 長 (会長)	特にご質疑もないようですので、この証明願の土地について非農地と判断し証明書を交付することにご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)

議長（会長）

ご異議ないものと認め、この証明願の土地について非農地と判断し証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第36号『納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農政係長）

議案第36号「納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」をご説明いたします。

議案書は3ページを、議案説明資料は8ページから10ページをご覧ください。

租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項の規定に基づき、贈与税又は相続税の納税猶予の適用の特例を受けている者が、その特例の適用を継続して受けるために3年ごとに税務署に納税猶予の継続届出書を提出する必要がある、その添付書類として、農業を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書を提出する必要があります。

この議案は、申請者が引き続き農業経営を行っていることを証明することについて、ご審議いただくものです。

まず、1番は、若宮の申請人です。

申請農地は、若宮字ヤシキなどにあります10筆で合計4,928㎡になります。納税猶予の種類は相続税となっており、相続日は平成23年8月21日となっております。

対象の農地につきましては、全て耕作管理されておりました。

次に、2番は、東若宮の申請人です。

申請農地は、東若宮にあります1筆で合計618.40㎡になります。納税猶予の種類は相続税となっており、相続日は平成23年8月7日となっております。

対象の農地につきましては、全て耕作管理されておりました。

以上、2件でございます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。1番。

事務局（専門員兼農政係長）

担当は、会長代理なのですが、所用により本日欠席されているため、事務局から代読させていただきます。

それでは、まず、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の8ページ及び9ページを参考にしてください。

申請地は8ページ及び9ページの位置見取図のとおり、市立喜多小学校を基準として約160mから210m以内に点在する農地7筆及び市立大洲図書館を基準として約30mから160m以内に点在する農地3筆の計10筆になります。

申請人は、露地野菜及び施設園芸などを主体とした農業をしております。

5月17日に事務局担当者と現地確認を行い、土地10筆の内、3筆で露地野菜を、7筆でハウスにおいてトマトなどを栽培されていることを確認しております。

全ての対象農地を利用し、農業経営を行っていることから、この証明書の交付について問題ないと考えます。

続きまして、2番案件の調査結果をご報告いたします。

	<p>議案説明資料の10ページを参考にしてください。申請地は10ページの位置見取図のとおり、市立大洲図書館を基準として約100mのところにある農地1筆になります。</p> <p>申請人は、露地野菜及び施設園芸などを主体とした農業をしております。</p> <p>5月17日に事務局担当者と現地確認を行い、ハウスにおいて白瓜などを栽培する準備をされておりました。</p> <p>全ての対象農地を利用し、農業経営を行っていることから、この証明書の交付について問題ないと考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長（会長）	<p>地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。</p>
委員	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>特にご質疑もないようですので、納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、この納税猶予に係る証明願について引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第37号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（農地係長）	<p>議案書の4ページからご覧ください。</p> <p>利用権設定について、新規の案件のみをご説明します。</p> <p>まず1番は、水稻を栽培するため使用貸借権を10年間設定するものです。</p> <p>2番と3番は、利用権の設定を受ける者が同一の案件です。水稻を栽培するため貸借権を10年間設定します。</p> <p>次のページをご覧ください。5ページの4番、5番、6番は、利用権の設定を受ける者が同一の案件です。</p> <p>すべて使用貸借権を10年間設定するもので、4番は野菜、5番はサンショ、6番はハッサクを栽培します。</p> <p>次のページをお願いします。6ページの8番の案件ですが、次の7ページに続いておりました、上から3段目の1筆のみが新規です。麦、大豆を栽培するため貸借権を5年間設定するものです。</p> <p>次に8ページをお願いします。12番は、野菜を栽培するため5年間の貸借権を設定するものです。</p> <p>次の13番から次の9ページの17番までは、利用権の設定を受ける者が同一です。</p> <p>すべて水稻・麦を栽培するため10年間の貸借権を設定するものです。</p> <p>続いて、ページ飛びまして11ページ22番の案件は、水稻を栽培するため使用貸借権を4年間設定するものです。</p> <p>一番下の24番から次の12ページの26番までは、利用権の設定を受ける者が同一の案件です。</p> <p>24番と25番は、果樹、バショウを栽培するため使用貸借権を5年</p>

間設定するもので、26番は果樹を栽培するため賃借権を5年間設定するものです。

次に27番と次の13ページの28番は、利用権の設定を受ける者が同一の案件です。すべて果樹を栽培するため、使用賃借権を10年間設定するものです。

次に14ページの29番から32番までは、利用権の設定を受ける者が同一の案件です。

29番は、果樹を栽培するため賃借権を5年間設定します。

30番と31番は、野菜を栽培するため使用賃借権を10年間設定します。

32番は、野菜を栽培するため賃借権を10年間設定するものです。

最後になりますが、33番と次の15ページにあります34番は、利用権の設定を受ける者が同一で、すべて水稻を栽培するため、使用賃借権を5年間設定するものです。

その他は再設定の案件ですので、後ほどご確認をお願いします。

今回の概要については、15ページに記載してあるとおり利用権設定の件・筆数は34件76筆、総面積は78,723㎡です。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。